

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

○公共測量の終了（四件）……………（都市整備局都市基盤部調整課）……………一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………二

○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定……………（福祉保健局健康安全部健康安全課）……………四

○都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）……………四

○一般国道の区域変更……………（同）……………六

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定（二件）……………（建設局道路管理部監察指導課）……………七

○東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程……………（同）……………九

○東京都電車一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………（同）……………九

○東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………（同）……………九

公告

○開発行為に関する工事完了（三件）……………（都市整備局多摩）……………九

告示

建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課……………
○平成二十九年度下半期（島しょ地区）危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の実施……………（東京消防庁）……………二
○平成二十九年年度危険物取扱者保安講習の実施……………（同）……………二

東京都告示第千四百五十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、江戸川区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成二十九年九月二十二日
東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 江戸川区
- 二 測量の種類 公共測量（道路台帳作成及び基準点測量）
- 三 測量の区域 江戸川区西葛西八丁目、中葛西六丁目、中葛西七丁目、中葛西八丁目、東葛西七丁目、東葛西八丁目、東葛西九丁目、南葛西一丁目、南葛西二丁目、南葛西三丁目、清新町二丁目、臨海町一丁目、臨海町二丁目及び臨海町三丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十八年六月二十七日から平成二十九年三月三十一日まで

東京都告示第千四百六十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、昭島市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同

条第三項の規定により告示する。
平成二十九年九月二十二日
東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 昭島市
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 昭島市朝日町三丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十九年六月十五日から同月二十七日まで

東京都告示第千四百六十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、町田市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成二十九年九月二十二日
東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 町田市
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）
- 三 測量の区域 町田市相原町地内
- 四 測量の期間 平成二十八年十二月二十六日から平成二十九年三月二十九日まで

東京都告示第千四百六十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都第一建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成二十九年九月二十二日

- 一 測量施行者 東京都知事 小池 百合子
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 港区白金台五丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十八年十月十二日から平成二十九年七月三日まで

●東京都告示第千四百六十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年九月二十二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区入谷八丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図

